

# アスベスト全面禁止

平成 18 年 9 月 1 日より、石綿および石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する**全ての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。**

禁止が猶予されていた 3 製品が平成 23 年 3 月 1 日以降、全面禁止になります（裏面参照）。



## 石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

### ● 蛇紋石系石綿

クリンタイル（白石綿）  
クロシドライト（青石綿）  
アモサイト（茶石綿）  
アンソフィライト  
トレモライト  
アクチノライト

### ● 角せん石系石綿

## 事業者の皆さまへ

- 石綿含有製品は、**在庫品**についても**譲渡、提供または使用が禁止**されています。
- 過去に石綿が使用されていた製品を販売する卸売事業者は、その製品が**石綿を含有していないことを確実に確認した上で、販売する必要**があります。
- 過去に石綿が使用されていた製品を使用する事業者も、その製品が**石綿を含有していないことを確実に確認した上で、使用する必要**があります。

※平成 18 年 9 月 1 日において現に使用されている<sup>注)</sup>物については、同日以降引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されません。

注)「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

※平成 18 年 9 月 1 日以前に製造され、または輸入された石綿分析用試料については、製造等の禁止の規定は適用されません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 関係法令

## ○労働安全衛生法（抜粋）

### （製造等の禁止）

第55条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

## ○労働安全衛生法施行令（抜粋）

### （製造等が禁止される有害物等）

第16条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

**製造等の禁止が猶予されていた以下の製品は、平成23年3月1日以降、全面禁止になりますのでご注意ください。**

1. ジョイントシート ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、300℃以上の温度の流体を取り扱う部分に使用されるもの
2. うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体または300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3. グランドパッキン	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体または300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、硫酸またはそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの

**以下の製品については、化学工業設備の爆発・漏洩による災害を防止するため、例外的に、平成23年3月1日以降も、当分の間禁止が猶予されます。**

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシート ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、径1500 mm以上の大きさのもの
2	原材料	1の製品の原料または材料として使用されるもの

【労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第3条】